（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を削る。

改正後	改正前
（保険契約者及び被保険者に対する情報の提供） **第五十六条**　金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。第六十二条第一項第十二号及び第四項を除き、以下この款において同じ。）又はその役員若しくは使用人（準用保険業法第二百九十四条第一項に規定するものに限る。第四号及び次項において同じ。）は、同条第一項の規定により保険契約の内容その他保険契約者等（法第十七条第一項に規定する保険契約者等をいう。第一号ヨ及び第六十二条第一項第四号において同じ。）の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。 ［一～三　略］ 四　二以上の相手方金融機関（準用保険業法第三百条第一項第八号に規定する相手方金融機関をいう。以下この款及び第百三十九条第二項第二号において同じ。）が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人にあっては、次のイ又はロに掲げる場合における当該イ又はロに定める事項の説明 イ　［略］ ロ　二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から保険契約の締結又は保険契約への加入をすべき一又は二以上の保険契約（第六十三条及び第六十四条第二項において「提案契約」という。）の提案をしようとする場合　当該二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う金融サービス仲介業者が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿って当該二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う金融サービス仲介業者が選別した比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由 ［号の細分を削る。］ ［五～十　略］ ［2・3　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（保険契約者及び被保険者に対する情報の提供） **第五十六条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　二以上の相手方金融機関（準用保険業法第三百条第一項第八号に規定する相手方金融機関をいう。以下この款及び第百三十九条第二項第二号において同じ。）が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人にあっては、次のイからハまでに掲げる場合における当該イからハまでに定める事項の説明 イ　［同上］ ロ　二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選別することにより、保険契約の締結又は保険契約への加入をすべき一又は二以上の保険契約（ハ、第六十三条及び第六十四条第二項において「提案契約」という。）の提案をしようとする場合　当該二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う金融サービス仲介業者が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由 ハ　二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中からロの規定による選別をすることなく、提案契約の提案をしようとする場合　当該提案の理由 ［五～十　同上］ ［2・3　同上］

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和十年三月一日から施行する。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　保険業法第三百四条の規定により事業報告書を作成し、これを提出しようとする者は、この府令の施行前においても、第一条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第二十五号の二及び別紙様式第二十五号の三によりその作成及び提出をすることができる。